

電源開発株式会社 大間原子力発電所
令和2年度(第2四半期)
原子力規制検査報告書

令和2年11月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
2. 指摘事項概要一覧	1
3. 運転等の状況	1
4. 検査内容	1
5. 検査結果	2
6. 確認資料	4

1. 実施概要

- (1) 事業者名: 電源開発株式会社
- (2) 事業所名: 本店及び大間原子力建設所(TV会議)
- (3) 検査実施期間: 令和2年9月14日～令和2年9月18日
- (4) 検査実施者: 原子力規制部検査グループ専門検査部門
村尾 周仁
田中 孝行

2. 指摘事項概要一覧

指摘事項なし

3. 運転等の状況

号機	出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	138.3	建設中(平成20年5月27日建設着工)

4. 検査内容

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、安全活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定し、検査を行った。検査においては、事業者の実際の安全活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第2四半期は、以下のとおり検査を実施した。

4.1 チーム検査

(1) ガイド BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 年次検査

検査対象

- 1) 改善措置活動の実効性
- 2) 他施設における運転経験及び知見の活用に関する活動

5. 検査結果

5.1 指摘事項の詳細

指摘事項なし

5.2 未決事項

なし

5.3 検査継続案件

なし

5.4 品質マネジメントシステムの運用年次検査結果

<p>改善措置活動の実効性</p>	<p>[問題の特定]</p> <p>不適合事象等は「改善措置活動(CAP)実施要領」等に基づき、改善措置活動(以下、「CAP」という。)の取り組みを実施しており、令和2年4月から8月までに本店で約190件及び大間原子力建設所で約250件のコンディションレポート(以下「CR」という。)の報告が行われている。また、同要領等に基づき、スクリーニング会議において不適合等に該当するか否かの判断等が審議された後、CAP会議においてスクリーニング会議審議結果の妥当性が確認されている。</p> <p>スクリーニング会議で不適合と判断された事象について、担当部署により速やかに不適合の概要、応急処置等を記載した不適合速報が作成され、不適合処理計画書による処理計画及び不適合処理報告書による処置結果が報告されている。</p> <p>[問題の優先順位付け及び評価]</p> <p>不適合事象等は「改善措置活動(CAP)実施要領」等に基づき、スクリーニング会議で不適合の該当又は非該当の判断、品質に影響を及ぼす状態(CAQ)又は品質に影響を及ぼさない状態(Non-CAQ)の分類、影響度や重要度の分類等が行われ、CAP会議でスクリーニング会議審議結果の妥当性が確認されている。また、不適合事象については「不適合管理要領」に基づき、不適合の措置等が行われている。</p> <p>一方、使用前事業者検査の溶接等に関する不適合については「不適合管理細則(溶接編)」に基づき、不適合処理計画書及び不適合処理報告書が作成され、A～Cの不適合のグレード区分に応じた処理が行われており、一部で上述のCAPの仕組みと異なる運用となっていることについて事業者を確認したところ、今後、当該不適合についても一元的なCAPの仕組みの下での管理に見直す方向であるとしている。</p>
-------------------	---

	<p>[是正処置]</p> <p>不適合その他の事象について「改善措置活動(CAP)実施要領」等に基づき、スクリーニング会議で是正処置の要否の判断等が審議され、発生原因、是正・予防処置計画書及び是正・予防処置報告書により報告がされ、CAP会議で処置状況が審議されている。</p> <p>平成29年4月から令和2年7月までの是正処置をサンプリングで確認した結果、平成30年2月に大間原子力発電所総務グループで発生した「力量認定の未実施」及び令和2年3月に本店原子力建築室で発生した「力量認定の申請漏れについて」等の処置に関して、過去の他部署で発生した類似事象等から共通の原因等を分析評価し、処置の方法を検討しているか確認したところ、事業者は、今後本店と大間原子力建設所を含めた一元的な情報管理並びに原因分析及び処置検討ができる手順に見直す方向であるとしている。</p>
<p>他施設における運転経験及び知見の活用</p>	<p>トラブル情報については「事故・故障等情報管理細則」等に基づき、本店原子力技術部及び大間原子力建設所にて「改善措置活動(CAP)実施要領」で定める他の原子力関係施設、自社の原子力部門以外の部門から得られた運転経験等の不適合事象(OE情報)のうち、トラブル情報検討会での審議対象と判断された情報について、対策の要否及び対策内容の妥当性が審議されている。</p> <p>その後、担当箇所より提案された実施計画及び実施結果の妥当性の審議を行い、原子力技術部長及び大間原子力建設所長の承認を得ていることを確認した。なお、トラブル情報の進捗状況については、適宜、スクリーニング会議等で審議され、遅滞なく未然防止処置を行っていることを確認した。</p>
<p>マネジメントレビュー等の自己評価及び監査</p>	<p>—————</p>
<p>安全文化の育成と維持に関する活動</p>	<p>—————</p>

6. 確認資料

6.1 チーム検査

(1) ガイド BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 年次検査

資料名

不適合管理要領 改正32

改善措置活動(CAP)実施要領 改正1

不適合原因分析実施細則 改正11

不適合管理細則(溶接編) 改正1

事故・故障等情報管理細則 改正18

新知見の収集・管理細則 改正2

不適合管理台帳(2017年～2020年7月1日)

不適合処理報告書(不適合—19—065 力量認定の申請漏れについて)

不適合処理報告書(不適合—17—042 力量認定の未実施)

トラブル情報管理リスト(2017年～2020年3月31日)